



# トップアンドコア通信

【令和1年8月31日号】

夏休みも終わり秋の気配が感じられる頃になると、各企業の人事・総務部では「年末調整」の準備が始まります。平成31年は令和元年に変わる年でもあり、扶養控除申告書や源泉徴収票などの税務書類は元号を書き換えて対応されていることと思います。年末調整の各種様式については、令和2年から大幅な改訂が発表されています。本年の年末調整時に翌年の扶養控除申告書を回収する企業は、令和2年からの新様式を確認しておく必要がある点、ご注意ください（確定版は、本年9月末頃に国税庁のホームページで公開されます）。

## ■「デジタル手続法（デジタルファースト法）」が成立（2019年5月）

2020年4月から一定の大企業では、社会保険手続きの電子申請が義務づけられます。行政のあらゆるサービスを最初から最後までデジタルで完結させようと「未来投資戦略」、デジタル技術を徹底的に活用した行政サービス改革の断行に向けて「IT戦略」が閣議決定されたことにより、国民・企業の時間・労力の無駄を削減するための動きが加速しています。それに伴い、2019年5月に成立した「デジタル手続法」では関連する複数の法律が一括して改正されました。

**【改正された法律】** ・行政手続きオンライン化法→デジタル行政推進法に変更  
・住民基本台帳法 ・公的個人認証法 ・マイナンバー法

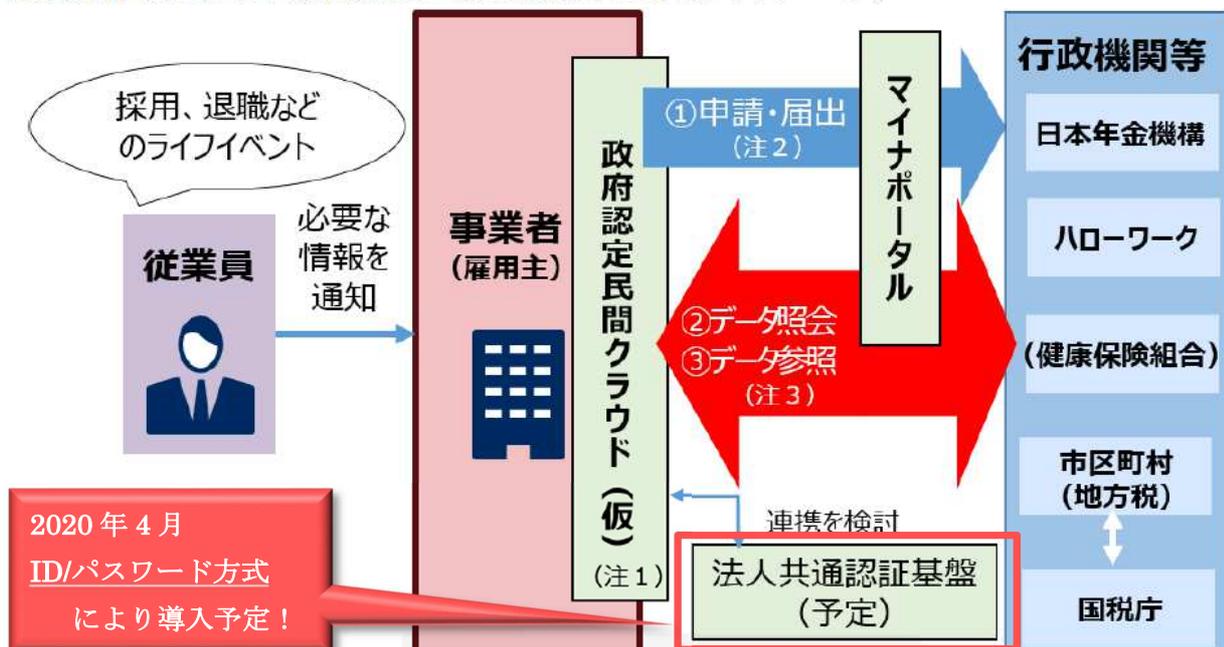
**【目的】** 行政手続きを原則オンライン化する ※地方公共団体等は努力義務

### 【オンライン化のために必要な事項】

- ・本人確認や手数料納付を 電子署名や電子納付で実施する
- ・行政機関間の情報連携により、添付書類を不要とする ※登記簿謄本は2020年度連携開始予定
- ・マイナンバーカードの利用者および利用方法の拡大 ※通知カードは廃止予定  
→2021年3月から、マイナンバーカードの健康保険証としての活用開始予定
- ・国外転出者へマイナンバーカード発行 ※海外に滞在する日本国民は50年前の4倍（約135万人）



## 従業員情報の新しい提出方法に係る構想の全体像（イメージ）



## ■ 同一労働同一賃金にかかる「派遣労働者の労使協定方式」Q & Aが公表

大企業では2020年4月、中小企業では2021年4月より施行される「同一労働同一賃金」のうち、最も複雑な内容となっている派遣労働者については、大企業と同じ2020年4月施行です。「派遣先労働者との均等・均衡方式」と「労使協定方式」のどちらを選択するか頭を悩ませている派遣元事業主は多いかと思えます。公表されたQ & Aのいくつかをご紹介します。



Q：数か所の事業所を労使協定の一つの締結単位とすることは可能か？

A：差し支えない。この場合、比較対象となる地域指数については、協定対象派遣労働者の「派遣先の事業所その他派遣就業の場所の所在地」を含む都道府県の指数を選択すること

※派遣先事業所が東京都にあるが、実際に就業する場所が埼玉県である場合、**「派遣先の事業所その他派遣就業の場所の所在地」は東京都となる**

Q：能力・経験調整指数について、勤続5年目の協定対象派遣労働者は「5年」の指数を使用しなければならないのか？

A：能力・経験調整指数の年数は**派遣労働者の勤続年数を示すものではない**ため、必ず「5年」にしなければならないものではない。

## ■ 派遣労働者の無期転換時の労働条件変更に関する局長通達（2019.7.26付）

本年3月、国会審議及び新聞報道等で一部派遣元事業者の対応について指摘があった点に関し、以下の通達が出されました。

有期雇用派遣労働者が無期雇用派遣労働者に転換する場合等に、通勤手当を支給する一方で、基本給を下げ、派遣労働者の賃金の総額を実質的に引き下げることは、改正労働者派遣法の目的に照らして問題であること。

## ■ 監督指導による賃金不払残業の是正結果（平成30年度）

厚生労働省より、平成30年度に時間外労働などに対する割増賃金を支払っていない企業に対して、労働基準法違反で是正指導した結果が公表されました。多くの事例で、**タイムカードの打刻時刻やパソコンのログ記録、自己申告の記録、警備システムの記録と実働時間とのかい離**から賃金不払残業が疑われ、指導対象となっていました。



### 【是正結果のポイント】

- (1) 是正企業数 1,768 企業（前年度比：102 企業減）  
→うち、1,000 万円以上の割増賃金を支払ったのは 228 企業（前年度比：34 企業減）
- (2) 対象労働者数 11 万 8,832 人（前年度比：89,398 人減）
- (3) 支払われた割増賃金合計額 125 億 6,381 万円（前年度比：320 億 7,814 万円減）
- (4) 支払われた割増賃金の平均額は、1 企業当たり 711 万円、労働者 1 人当たり 11 万円

## 社会保険労務士法人トップアンドコア

【本社】 東京都新宿区西新宿 1-25-1 新宿センタービル 46F TEL：03-3349-8370  
【名古屋支店】 愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1 JP タワー名古屋 7F TEL：052-589-8753  
【福岡支店】 福岡県福岡市博多区住吉 1-2-25 キャナルシティ・ビジネスセンタービル 6F TEL：092-273-0503  
E-mail：info@topandcore.or.jp http://www.topandcore.com/

